

地方公務員の兼業について

令和7年3月17日

国家公務員の自営兼業

8 私企業からの隔離（国公法第103条）

職員は、営利を目的とする私企業（以下営利企業という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の職を兼ね、又は自ら営利企業を営んではならない。

国公法では、第103条と第104条によって、兼業が制限されています。

	対象	制限される兼業の例
【国公法第103条】 私企業からの隔離	営利企業の役員兼業、自営兼業 を行う場合を制限	株式会社の取締役、監査役 不動産賃貸、太陽光電気の販 売、農業 等
【国公法第104条】 他の事業又は事務の関与制限 (p.14～p.15 参照)	職員が報酬を得て、営利企業の 役員等以外の兼業を行う場合を 制限	第103条で制限される兼業以 外の、あらゆる有報酬兼業（大学 講師等）

内容

- ◆ 国公法第103条は、「役員兼業」と「自営兼業」の2種類を制限しています。
- ◆ この規定に違反して営利企業の地位についた場合、刑事罰が科されることがあります。

【役員兼業】

- ◆ 役員兼業（営利企業の取締役、監査役、理事等となること）は、名義のみであったとしても兼業に該当し、禁止されます。報酬の有無も問いません。

【自営兼業】

- ◆ 自営兼業（商業、工業、農業等を営むこと）も役員兼業と同様に原則として禁止されています。ただし、一定の規模以上の不動産等賃貸や太陽光電気の販売等の区分に応じて承認基準が定められており、これに基づいて所轄庁の長等の承認を得た場合には、自営兼業を行うことができます。

◆ 自営に該当する基準

不動産又は 駐車場の賃貸	一定の規模（※）以上の場合 （※）独立家屋・・・5棟以上 / アパート・・・10室以上、 土地・・・10件以上 / 駐車台数・・・10台以上、 賃貸料収入が年額500万円以上 等
太陽光電気の販売	発電設備の出力が10キロワット以上である場合
農業等	大規模に経営され客観的に営利を主目的とする企業と判断される場合

◆ 自営に該当する場合の承認基準

不動産又は駐車場の賃貸 太陽光電気の販売	① 職員の官職と承認に係る兼業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。 ② 入居者の募集、賃貸料の集金、発電設備の維持管理等といった、事業の管理業務を事業者に委ねること等（親族による管理も含む）により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。 ③ その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。
<u>その他の兼業</u>	① 職員の官職と当該事業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。 ② 職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者として いること等により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。 ③ <u>当該事業が相続、遺贈等により家業を継承したものであること。</u> ④ その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

国家公務員の自営兼業

○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）

（私企業からの隔離）

第百三条 職員は、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下営利企業という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、又は自ら営利企業を営んではならない。

② 前項の規定は、人事院規則の定めるところにより、所轄庁の長の申出により人事院の承認を得た場合には、これを適用しない。

③～⑦ 略

○ 人事院規則一四一八（営利企業の役員等との兼業）（抄）

人事院は、国家公務員法に基き、職員が官職以外の職務又は業務に従事する場合に関し次の人事院規則を制定する。

1 職員が営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね又は自ら営利企業を営むこと（以下「役員兼業等」という。）については、人事院又は次項の規定により委任を受けた者は、その職員の占めている官職と当該営利企業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがなく、かつ、営利企業に従事しても職務の遂行に支障がないと認められる場合であって法の精神に反しないと認められる場合として人事院が定める場合のほかは、法第百三条第二項の規定により、これを承認することができない。

2～6 略

7 この規則に定める承認の手続に関し必要な事項は、事務総長が定める。

国家公務員の自営兼業

○ 人事院規則14－8（営利企業の役員等との兼業）の運用について（昭和31年8月23日職職－599）（抄）

第1項関係

1及び2 略

3 「自ら営利企業を営むこと」（以下「自営」という。）とは、職員が自己の名義で商業、工業、金融業等を経営する場合をいう。なお、名義が他人であつても本人が営利企業を営むものと客観的に判断される場合もこれに該当する。

4 前項の場合における次の各号に掲げる事業の経営が当該各号に定める場合に該当するときは、当該事業の経営を自営に当たるものとして取り扱うものとする。

一 農業、牧畜、酪農、果樹栽培、養鶏等 大規模に経営され客観的に営利を主目的とすると判断される場合

二 不動産又は駐車場の賃貸 次のいずれかに該当する場合（略）

三 太陽光電気（太陽光発電設備を用いて太陽光を変換して得られる電気をいう。以下同じ。）の販売 販売に係る太陽光発電設備の定格出力が10キロワット以上である場合

5 「人事院が定める場合」は、次に掲げる場合とする。

一 不動産又は駐車場の賃貸に係る自営を行う場合で、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認められるとき。（略）

二 太陽光電気の販売に係る自営を行う場合で、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認められるとき。（略）

三 不動産又は駐車場の賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業に係る自営を行う場合で、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認められるとき。

(1) 職員の官職と当該事業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。

(2) 職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者としていること等により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。

(3) 当該事業が相続、遺贈等により家業を継承したものであること。

(4) その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

国家公務員の自営兼業

- 6 前項の「特別な利害関係」とは、補助金等の割当、交付等を行う場合、物件の使用、権利の設定等について許可、認可、免許等を行う場合、生産方式、規格、経理等に対する検査、監査等を行う場合、国税の査定、徴収を行う場合等監督関係若しくは権限行使の関係又は工事契約、物品購入契約等の契約関係をいう。
- 7 自営の承認を受けた職員が昇任、転任、配置換、併任等により官職に異動を生じた場合（異動前後の自営の承認権者が同一である場合であつて、当該承認権者が異動後の官職と承認に係る自営との間においても特別の利害関係又はその発生のおそれがないと認めるときを除く。）又は承認に係る自営の内容に変更があつた場合には、当該官職の異動又は自営の内容の変更の後1月以内に改めて承認を受けなければならない。

第2項関係～第6項関係 （略）

第7項関係

自営の承認を申請する場合には、不動産又は駐車場の賃貸に係る自営にあつては別紙第1の様式による自営兼業承認申請書（不動産等賃貸関係）、太陽光電気の販売に係る自営にあつては別紙第2の様式による自営兼業承認申請書（太陽光電気の販売関係）、不動産又は駐車場の賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業に係る自営にあつては別紙第3の様式による自営兼業承認申請書（不動産等賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業関係）を承認権者に提出するものとする。この場合において、当該自営兼業承認申請書には、それぞれ次に掲げる資料を添付するものとする。

一及び二 略

三 自営兼業承認申請書（不動産等賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業関係）の場合

- (1) 職員が当該事業を継承したことを明らかにする書面
- (2) 事業報告書、組織図、事業場の見取り図等当該事業の概要を明らかにする書面
- (3) 職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者としていることなど職員の職務の遂行に影響がないことを明らかにする調書
- (4) 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該職員との続柄並びに当該職員の当該事業への関与の度合
- (5) 職員の人事記録の写し
- (6) その他参考となる資料

国家公務員の自営兼業

別紙第3

自営兼業承認申請書（不動産等賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業関係）

文書番号		令和 年 月 日	
(承認権者) 殿		(所轄庁の長等)	
下記について、国家公務員法第103条第2項の規定により、自営に係る承認を申請します。			
1 兼業職員			
氏名（ふりがな）		生年月日 年 月 日	
2 官職等			
官職名	(職務内容)		
所属			
俸給	職俸給表（ ） 級		
3 兼業先			
事業の名称			
所在地			
事業内容			
収入の予定年額	円		
使用人の人数及び職員との続柄			
事業の用に供する土地、建物等の施設の種類・規模及び機械等の機器の種類・数量			
職員が必要とする事業への関与の内容及びその業務への従事時間			
当該事業の継承の事由			

4 職員の官職と承認に係る事業との間の特別な利害関係の有無
.....
.....
.....
5 職員の職務の遂行への支障の有無
.....
.....
.....
6 その他公務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無
.....
.....
.....
7 その他参考事項
.....
.....

兼業を行おうとする職員 氏 名
上記の記載は真実かつ正確であります。□
令和 年 月 日
(□には職員本人がチェックをする。)

(注) 各欄に記入しきれない場合には、必要に応じて行を追加して差し支えない。